

井原市立西江原小学校 いじめ問題対策基本方針

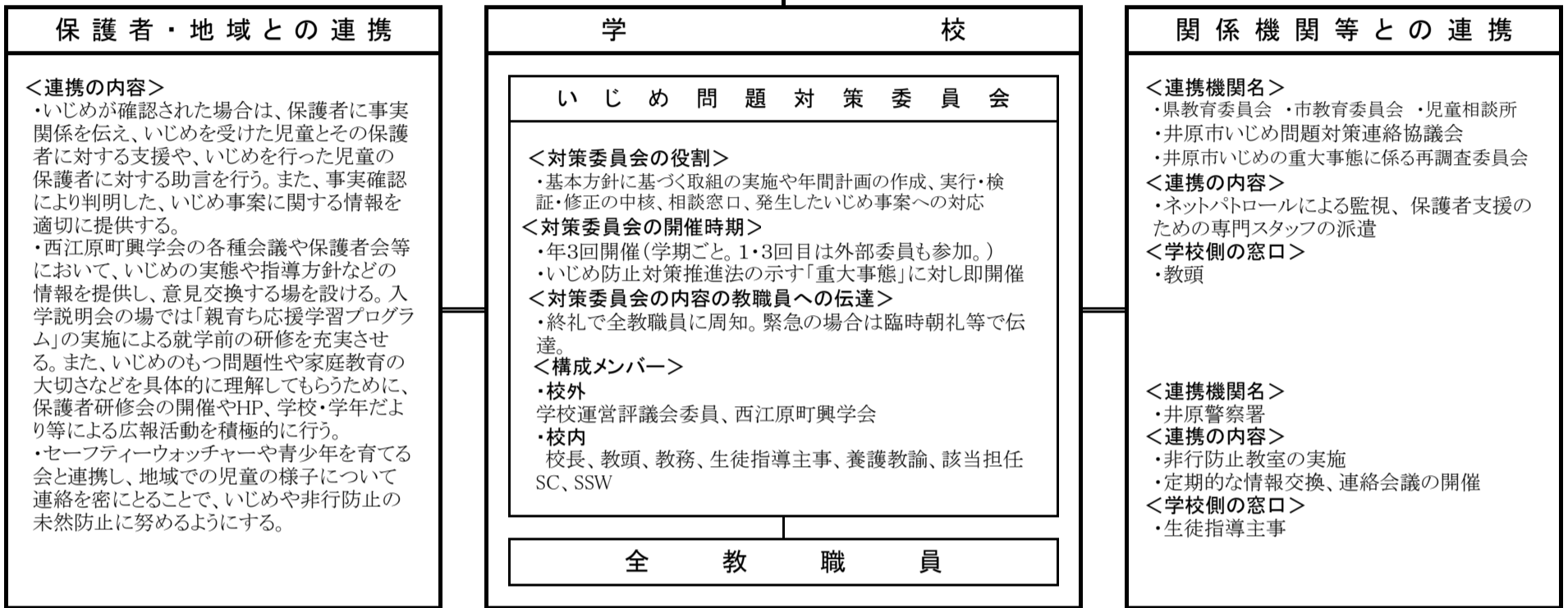
令和8年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校では、友達をからかったり、他人を傷つけたりする言動が一定の児童の人間関係に見られる。いじめは「当該児童が心身の苦痛を感じている状態」ととらえ、その発見に全力を尽くしているが、全てを把握しきれていない。絶えず「いじめが潜んでいるとの認識」に立ち、発見に努力している。また、高学年を中心に携帯電話やインターネットにつながるゲーム機器を所持している児童が多く、メールなどのやり取りをしているが、ネット利用の現状は十分に把握することができていない。現在、生徒指導委員会を中心に生徒指導上の問題への対応を行っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、特に配慮が必要な児童への対応として「発達障害を含む障害のある児童」に関する研修も重要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、人として決して許されない行為である。しがしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめの解決には、3か月以上いじめ行為が制止並びにいじめられた児童の心身の苦痛がなくなった状態であることとする。
 ・いじめ問題への取組にあたっては、岡山県いじめ問題対策基本方針(平成30年1月改定)及び井原市いじめ問題対策基本方針(平成30年7月改訂)に基づき、学校全体で組織的な取組を進める。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。
 <重点となる取組>
 ・「人権月間」において、「いじめについて考える週間」を設定し、児童の主体的な取組を支援する。いじめを許さず、積極的に解決しようとする意識の高揚を図る。
 ・児童の情報機器やインターネットの利用実態を把握し、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。



学校が実施する取組

①	いじめの防止	<p>①学級経営の充実 ・心の観光観察や、Q-Uの検査結果を生かして、児童の実態を十分に把握し、より良い学級経営に努める。 ・特別活動や帰りの会等を使い、友達の良いところについて考えさせ、互いの良さを認め合い、温かい人間関係づくりに努める。 ・ユニバーサルデザインの視点や岡山型学習指導のスタンダードに基づく「わかる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。 ②道徳教育の充実 ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。また、全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。 ③傍観者を生まない集団づくり ・年2回の「人権月間」を中心に、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりを目指す。 ④インターネット等に関する指導・啓発 ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、低学年児童から情報モラルに関する指導を行う。 ⑤保護者や地域への働きかけ ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。 ・学校評価にいじめの評価項目を設け、学校の取組の成果と保護者からの意見を求める。</p>
②	早期発見	<p>①日常的な観察と情報交換 ・教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心掛け、いじめの早期発見を図る。 ・休み時間や放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。 ・終礼等を使い、気になる児童や学級の様子について、情報交換を行う。 ②アンケートの実施 いじめの実態を把握するために、アンケートを実施する。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの特長を生かし、組み合わせる。また、実態に応じて随時実施する。 ③教育相談体制の整備 ・教職員と児童の信頼関係を形成する。 ・日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもが日頃から気軽に相談することができる環境をつくる。 ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。 ④日記や連絡帳、電話の活用 ・日記や連絡帳、電話の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。 ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問を実施し、迅速に対応する。 ⑤スクリレの活用</p>
③	いじめへの対処	<p>①正確な実態把握 ・当事者双方、周りの児童から個々に聞き取り、メモなどの記録に残し、当該児童が卒業するまで保存しておく。 ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。 ②指導体制と方針の決定 ・指導の方針を明確にし、教職員全体の共通理解を図る。また、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。 ③子どもへの指導・支援 ・いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除く。 ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。 ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るよう心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決を努める。 ④保護者との連携 ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。また、保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。 ・授業参観や個別懇談、電話や連絡帳等の活用を通じて、普段から保護者との連携を深める。 ⑤いじめ発生後の対応 ・継続的に指導・支援を行う。また、SC等を活用し、児童の心のケアを図る。 ・いじめの「解消」とは、いじめに係る行為が3か月以上止んでいる状態並びにいじめられた児童の心身の苦痛がなくなった状態であることを確認する。</p>

<参考様式1>